

令和7年度

奈良県障害者ピアサポート研修

実施案内

奈良県 福祉保険部 医療政策局 疾病対策課

目次

1.はじめに

- (1) ピアサポートとは (P4)
- (2) ピアサポート体制加算／実施加算の創設 (P4)

2.令和7年度奈良県障害者ピアサポート研修の概要

- (1) 目的 (P7)
- (2) カリキュラム (P7)
- (3) 受講対象者 (P8)
- (4) 実施方法 (P9)
- (5) 募集定員 (P9)
- (6) 日程及び会場 (P10)

3. 研修の申込について

- (1) 申込期限 (P11)
- (2) 申込方法 (P12)

4.受講決定について

(1) 募集定員を上回るお申込みがあった場合(P12)

5.研修修了について

(1)修了条件(P13)

(2)修了証書の交付(P13)

6.その他

(1)参加費(P14)

(2)個人情報の取扱い(P14)

(3)受講される障害者の方への合理的配慮(P14)

(4)欠席する場合(P15)

7.お問合せ先(P16)

I. はじめに

(1) ピアサポートとは

「自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うこと」です。(ピア=仲間、同輩、対等者)

(2) ピアサポート体制加算／実施加算の創設

令和3年度報酬改定において、「ピアサポート体制加算・ピアサポート実施加算」が新設されました。事業所において、県が実施する「障害者ピアサポート研修事業」の研修カリキュラムを受講・修了した障害者及び障害者であったと認められる者（障害者等）及びそれ以外の職員（管理者等）を配置（就労継続支援B型については配置し、支援を実施）することにより、加算として評価されます。

就労継続支援A型事業所については、研修受講修了者したピアソーターの配置がスコア評価の中で評点（2点）されます。

令和6年度報酬改定において、ピアサポート実施加算に「自立訓練」と「共同生活援助」が追加され、新たに「共同生活援助」

の「退去後ピアサポート実施加算」が追加されました。

	ピアサポート体制加算	ピアサポート実施加算
対象	自立生活援助 特定相談支援 障害児相談支援 一般相談支援	就労継続支援B型 自立訓練(※宿泊型自立訓練を除く) 共同生活援助
単位	100単位/月	100単位/月
要件	・障害者等及び他の従事者の基礎研修及び専門研修の修了 ・研修修了した職員の配置 ・研修修了した者により、他の従業者を対象とした障害者に対する配慮等に関する研修を年1回以上実施	・就労継続支援B型においては、就労継続支援B型サービス費(IV)、(V)又は(VI)を算定していること。 ・共同生活援助では、自立生活支援加算(III)を算定していること ・障害者及び管理者等の基礎研修及び専門研修の修了 ・研修修了した職員の配置

	<ul style="list-style-type: none"> ・研修修了した者により、他の従業者を対象とした障害者に対する配慮等に関する研修を年1回以上実施 ・研修修了した職員による利用者へのピアサポート実施 ・共同生活援助においては、上記とは別に、退居後共同生活援助サービス費等を算定している場合に、退居後ピアサポート実施加算（報酬単価：100単位／月）
--	---

※就労継続支援A型事業所については、研修受講修了者したピアソーターの配置がスコア評価において評点（2点）されます。

2. 令和7年度奈良県障害者ピアサポート研修の概要

(1) 目的

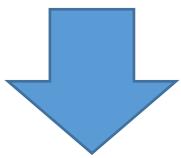
自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアソーター及び障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、奈良県内の障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援

(2) カリキュラム

詳細は別紙カリキュラムをご参照ください。

=====【受講の流れ】=====

基礎研修の受講・修了



※専門研修は、基礎研修を受講・修了した方が受講できます。

※専門研修は、令和8年度に実施予定です。

専門研修の受講・修了



フォローアップ研修の受講・修了

※加算算定対象にフォローアップ研修は含まれませんが、厚生労働省通知によりフォローアップ研修までを一体的な研修と捉え、各研修を少なくとも年1回以上実施することとされています。

(3) 受講対象者

①奈良県内の指定障害福祉サービス事業所等(*1)（以下「事業所」という。）において、「ピアサポーターとして雇用されている者（常勤、非常勤は問いません）または、今後雇用が見込まれる者」(*2)

②上記①の者と同一事業所内に所属し、上記①の者と協働して専門職(*3) として支援する者又は支援しようとする者

※ただし、過去に本研修を修了済の方が事業所内に職員（ピアサポーター、専門職）として勤めている場合は、ピアサポーター、専門職のうち1名のお申込は可能です。

- (*1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
及び児童福祉法に基づく奈良県内に所在する事業所
- (*2) 障害のある者（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害含む）、難病等対象者、高次脳機能障害等、障害領域は問わない。）
- (*3) 専門職とは、ピアサポーターと同じ事業所の管理者、サービス管理責任者等をいう。経営者、現場の監督者のいずれかは問わない。

（4）実施方法

集合型

本研修は、講義・演習が一体となった研修のため、指定された日程・会場に受講者が集まる形式で実施します。

グループワークでは、自分の考え方等を他の受講者に伝えること、
他の受講者を含めて共有・討議することを予定しています。グル
ープワークの結果や演習の感想等を全体に向けて共有(発表)す
る機会がありますことをご理解ください。

研修受講に当たって配慮すべき事項がございましたら、事前に
申し出ていただけけるよう、申込書に記載欄を設けていますので、
その旨ご記入ください。配慮事項について、研修会事務局から個

別にヒアリングをさせていただく予定です。

(5) 募集定員

30名(ピアソーター、専門職合わせた人数)

※定員を上回る申込があった場合、受講をお断りする場合があります。

(6) 日程及び会場

※研修時間は、別紙カリキュラムをご参照ください

1日目 2/24(火) 2日目 2/25(水)	奈良県保健研究センター1階会議室(※1)	30名
----------------------------	----------------------	-----

(※1) 奈良県保健研究センター

〒633-0062 奈良県桜井市栗殿1000



【公共交通機関】

- ・近鉄桜井駅 JR桜井駅 北口から徒歩15分
- ・近鉄桜井駅北口から奈良交通天理行き 桜井市保健福祉センターアンダーバスすぐ

【駐車場】

- ・駐車できる自動車の台数に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用してのご来場をお願いします。

【昼食】

- ・昼食は各自持参してください。会場の徒歩圏内にコンビニエンスストアがあります。ゴミはお持ち帰りください。

3. 研修の申込について

(1) 申込期限

令和8年2月13日(金曜日)17:00厳守

※所定の受講申込書を令和8年2月13日(金曜日)までに必要な項目を全て入力し、奈良スーパーアプリによりお申込みください。

※原則、事業所単位で申込してください。事業所単位とは加算を算定する事業所単位を言います(算定を希望する場合を含む)。事業所単位で申込の場合、受講申込書は、受講者推薦状を兼ねます。

※事業所から推薦する者については、申込時点で雇用関係にない者(雇用を予定する者)でも差支えありません。

※同一法人から複数の事業所等からお申込みをされる場合は、必ず受講申込書に法人での優先順位の記載をお願いします。

(2) 申込方法

- ・奈良スーパーアプリからお申込みください。

4.受講決定について

受講決定者に対して、受講決定の可否について連絡をします。

(1) 募集定員を上回る申込があった場合

加算算定状況やピアサポーター雇用状況等を参考に受講の可否を検討した上で決定します。本研修会は、ピアサポーターの雇用の促進も目的としていますので、すでにピアサポーターとして雇用されている申込者、ピアサポーターとして雇用される具体的な時期が決まっている申込者を優先させていただきます。

5.研修修了について

(1)修了条件

基礎研修、専門研修、フォローアップ研修それぞれについて、全項目の受講をもって修了とします。

※各項目で、5分以上の遅刻又は早退等があった場合、修了とならない場合があります。(講義間の休憩は10~15分、お昼休憩は60分設ける予定です。)

※受講したとみなせない状態(研修と関係のない私語、居眠り、携帯電話の利用等)については、修了とならない場合があります。

※この研修は、講演をきいて、グループごとに意見を出し合う「演習」が多くあります。人の話をきちんと聞き、進んで発言・発信していただくことを望みます。

(2)修了証書の交付

「基礎研修」修了後に基礎研修の修了証書交付します。

6. その他

(1) 参加費

参加費は無料です。ただし、研修会場までの交通費は、事業所又は受講者のご負担となります。

(2) 個人情報の取扱い

受講申込書に記載された個人情報については、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき、適正な管理を行い、当該研修事業の実施業務及び同修了者名簿の管理業務以外で利用することはありません。

(3) 受講される障害者の方への合理的配慮

本研修は、障害や病気のある方にも安心して受講いただけるよう、以下のとおり合理的配慮を図った上で、研修を実施予定です。

受講前に事前に講義・演習の内容（概要）を確認いただけるよう、研修資料は事前にご提供します。受講予定者の障害特性

に応じて、ルビありや電子データ等の資料を準備します。その他、配慮すべき事項等がありましたら、受講申込書にてお知らせください（点訳、手話通訳等）。

(4) 欠席する場合

※障害や病気等による体調不良で欠席される場合、なるべく早めに（可能であれば、令和8年2月20日（金）17:00まで）奈良県疾病対策課精神保健係（電話：0742-27-8683）までご連絡ください。

7.お問い合わせ先

令和7年度奈良県障害者ピアサポート研修に関するこ

奈良県 福祉保険部 医療政策局 疾病対策課 精神保健係

奈良県障害者ピアサポート研修（担当：松岡・宮田）

【電話】0570-09-7676（平日：8:30～17:15）